

「京都市人権文化推進計画 令和6年度取組実績（全事業）」

（資料1 別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
1	継続	職員研修	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。	環境政策局	環境総務課	推進・研修
2	継続	ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	外国人や障害者に対して、ごみ減量・分別リサイクルの取組を周知する。	環境政策局	資源循環推進課	多文化障害者
3	継続	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。	環境政策局	資源循環推進課	高齢者障害者
4	継続	誰もが使える観光トイレの充実	誰もが快適に利用できるように、観光トイレ（※）の充実を図る。 ※ 多くの観光客が訪れる場所にある民間トイレ所有者の皆様のご協力を得て、観光客や市民の皆様にご開放いただくトイレ	環境政策局	まち美化推進課	障害者
5	継続	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	ごみ出しが困難な要介護高齢者等への生活支援として、定期的に収集するごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみ）を自宅の玄関先まで回収に向う。	環境政策局	まち美化推進課	高齢者障害者
6	継続	職員研修	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。	行財政局	総務課	推進・研修
7	継続	職員研修 [人権研修の実施]	人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施するとともに、局区等を会場として人権等の重要テーマに関する研修を実施する。手話に係る研修については、新規採用職員研修、公務員基本研修、新任主任級職員研修において、手話や聴覚障害への理解に関する講義を実施する。	行財政局	人事課	推進・研修
8	継続	職員研修 [局区等研修の充実]	局区等が人権等研修を円滑に実施できるよう、研修教材の貸与、相談助言といった支援を行う。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高める。	行財政局	人事課	推進・研修
9	継続	職員研修 [研修教材や研修資料の充実]	研修DVD等の視聴覚教材や研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。	行財政局	人事課	推進・研修
10	継続	動画への字幕及び手話通訳の挿入	聴覚に障害がある方に対して、字幕または手話通訳の動画により市政の情報を提供する。	総合企画局	市長公室広報担当	障害者
11	継続	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。	総合企画局	市長公室広報担当	教育・啓発
12	継続	市民しんぶん視覚障害者版	視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供するため、点字版・文字拡大版・テープ版・デジター(CD)版を発行。	総合企画局	市長公室広報担当	障害者
13	継続	インターネットによる情報の発信	すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。	総合企画局	市長公室広報担当	多文化障害者
14	継続	広報媒体を活用した啓発活動の展開	担当局と連携し、市民しんぶん等において啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。	総合企画局	市長公室広報担当	教育・啓発
15	継続	生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版	視覚に障害がある方に対して、市政情報を提供する。	総合企画局	市長公室広報担当	障害者
16	継続	災害時多言語電話通訳事業	近年の大規模災害の発生も踏まえ、災害発生時、避難所の運営主体等が外国籍市民等に対応できる体制を整える。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
17	継続	社会見学受け入れ事業 （国際交流協会）	社会見学授業として、国際交流協会の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
18	継続	京都市国際交流・多文化共生審議会の開催	本市の国際的な事業（国際交流、国際協力、多文化共生等）の展開に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べる。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
19	継続	医療通訳派遣事業	外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
20	継続	kokokaオープンデー（国際交流協会）	すべての市民が気軽に利用できる国際交流拠点としての「kokoka（国際交流会館）」を紹介するとともに、外国籍市民等による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
21	継続	国際理解プログラム「PICNIK」（国際交流協会）	京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
22	継続	世界の絵本展（国際交流協会）	絵本を通して広く異文化に親しむ機会を提供する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
23	継続	外国人のための住宅支援事業（国際交流協会）	外国籍市民等が安心して生活を送ることができるよう支援する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
24	継続	外国人留学生のための就労支援事業（国際交流協会）	留学生向けの就職説明会に広報面等での協力を行う。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
25	継続	インターネットによる情報発信事業（国際交流協会）	外国籍市民等に生活に必要な情報を提供する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
26	改善・充実	外国籍市民総合相談窓口の運営	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会には、より一層、外国籍市民が安心して過ごせる受入環境整備が重要となっており、本市では、京都市国際交流会館内に「外国籍市民総合相談窓口」を設置し、英語等で、出産・子育てや教育などの各種相談に対応している。 本市ベトナム籍市民の増加に伴い、行政知識を持つ通訳者による行政通訳相談事業において、既存の英語・中国語での通訳相談員に加え、令和6年度から、ベトナム語通訳相談員を新規雇用し、行政通訳相談体制を拡充した。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
27	継続	ボランティア活動育成事業（国際交流協会）	kokokaボランティアの組織化及び活動の充実を図る。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
28	継続	ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応	外国籍市民等が安心、安全に暮らせる社会の実現を目指す。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
29	継続	地域・多文化交流ネットワーク促進事業	多様な文化的背景を持つ人々と地域住民との交流を促進する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
30	改善・充実	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤をつくることを目的として、（一社）HAPS※の東九条拠点である「HAPS HOUSE」が、アーティストや文化芸術関係者、地域の人々を繋げる拠点・ハブとなるべく、学生や若手芸術家の展覧会やイベント等を継続的に実施しながら、HAPS事業の発信を強化することで「拠点機能」の充実を図った。 また、文化芸術と社会課題をつなぐコーディネーターの育成に取り組むことで、京都全体の文化芸術を基軸とした地域の活性化を図るとともに、文化芸術による社会課題や困難の緩和に取り組む。	文化市民局	文化芸術企画課	相談 障害者 多文化
31	継続	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減のため、ワンストップ窓口の設置、生活困窮者への生活資金給付等の日常生活支援、住居の提供、心のケア等、被害直後から中長期にわたる支援対策を推進する。	文化市民局	くらし安全推進課	犯罪被害
32	継続	犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）	犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、「いのちを紡（つむ）ぐ週間」や「犯罪被害者週間」等あらゆる機会を捉えて、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援について発信し、市民や事業者の理解を深め、支え合う意識の醸成につなげる。 学校と連携し、中高生を対象とした「いのちを考える教室」（犯罪被害者遺族による講演）を開催する。	文化市民局	くらし安全推進課	犯罪被害
33	継続	見守りネットワークの構築	高齢者や障害者等の消費者被害を防止し、それぞれが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、各地域での福祉、消費者行政、その他関係機関で相互に情報交換や連携を図るためのネットワークづくりを推進し、被害予防の周知や被害に遭った方を適切に相談窓口等につなぐ仕組みの構築を図る。	文化市民局	消費生活総合センター	高齢者
34	継続	京都市民法律相談事業の実施	市民が抱える民事、刑事、労働などの様々な問題に関して、弁護士が専門的な立場から法律相談に応じることにより、問題解決の一助とする。	文化市民局	消費生活総合センター	相談・救済
35	継続	高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発	インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者が加害者にも被害者にもならないための正しい知識や危険性等について情報を提供することにより、情報リテラシーの向上やモラルへの理解を促進し、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。	文化市民局	消費生活総合センター	高度情報化
36	継続	市民活動総合センターの管理・運営	NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。	文化市民局	地域自治推進室	連携
37	継続	事前登録型本人通知制度の運用	第三者による住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため、「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努める。	文化市民局	地域自治推進室	同和問題 高度情報化
38	継続	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進	「真のワーク・ライフ・バランス」に積極的に取り組む企業の実例をホームページや民間情報誌等を活用して広く発信するなど好事例の周知に努め、取組の「見える化」等を進める。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり
39	継続	男女共同参画推進計画の推進	男女共同参画社会の実現するため、男女共同参画推進計画に基づき、重点分野である「DV対策」及び「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめとした様々な事業を計画的に実施する。	文化市民局	共生社会推進室	男女
40	継続	男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営	男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した啓発活動や男女共同参画に関する講座等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	男女

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
41	継続	男女共同参画苦情等処理制度	本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。	文化市民局	共生社会推進室	男女
42	継続	市の附属機関等における女性委員の登用の推進	政策の立案から決定までの過程における男女共同参画の推進を図るため、事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、女性委員の登用促進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	男女
43	継続	女性の活躍推進事業	京都における女性活躍を加速化させるため、経済団体、労働団体、行政等が連携したオール京都体制による「輝く女性応援京都会議」を中心として、企業の行動計画の策定支援や企業の枠を超えた人材育成研修などの幅広い各事業を展開する。	文化市民局	共生社会推進室	男女
44	継続	DV対策事業	DV被害の相談をはじめ、被害者の自立に向けた多様な支援を実施する。 DV相談支援センターの運営やウィングス京都での相談事業をはじめ、民間シェルター事業者への補助や、DVシンポジウム・広報啓発など、DV根絶に向けて様々な取組を行う。	文化市民局	共生社会推進室	男女
45	新規	困難な問題を抱える女性に対する支援事業	令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援を推進し、女性の福祉増進、人権尊重、男女平等の実現を図る。 具体的には、令和6年度に「困難な問題を抱える女性に対する包括的な支援窓口」を設置（社会福祉法人等に委託）し、これまでのDV相談支援センターの運営で培ってきた支援機関のネットワークや支援ノウハウを生かしながら、支援対象者が安全かつ安心してできる環境の下で自立して暮らせるよう併走型の支援を実施。	文化市民局	共生社会推進室	男女
46	継続	「同和行政終結後の行政の在り方観点検査委員会」を踏まえた改革	平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方観点検査委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。	文化市民局 都市計画局	共生社会推進室 すまいまちづくり課	同和问题
47	継続	「人権ゆかりの地」の発信	京都市内に数多く存在する名所・旧跡を「人権ゆかりの地」として紹介する案内マップを作成、本市ホームページに公開し、人権の視点から見た京都の魅力を国内外に広く発信する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
48	継続	SNSを活用した情報の発信	人権に関する情報を、更に多く、よりタイムリーに発信するため、主に若年層をターゲットとして、SNS（ツイッター及びフェイスブックページ）を活用して情報を発信する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
49	継続	人権擁護委員による特設人権相談の実施	京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する。	文化市民局	共生社会推進室	相談・救済
50	継続	人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を支援する。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり 教育・啓発
51	継続	京都市人権レポートの発行	「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図るため、「京都市人権文化推進計画」に基づく事業報告書を、共生社会推進室が発行する人権総合情報誌「きょう☆COLOR」に年1回掲載する。	文化市民局	共生社会推進室	進行・評価
52	継続	「人権相談ナビ」の配備	相談窓口についての既存のチラシやリーフレットをまとめた「人権相談ナビ」を活用し、人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口相談ができるよう、相談・救済に係る機関、制度等の周知を図る。「人権相談ナビ」は市民からの相談が想定される区役所等の所属に備え付けており、職員が市民への適切な窓口を案内する際に活用する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
53	継続	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
54	継続	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方方法務局、京都労働局、京都府等により構成）に参画し、人権擁護思想の普及・高揚のための啓発活動を推進する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発 相談・救済
55	継続	人権擁護委員との連携及び活動の支援	市民に対する人権啓発や人権相談・救済を効果的に行うためには人権擁護委員との連携が不可欠であるため、人権擁護委員との連携及び活動の支援を行う。	文化市民局	共生社会推進室	相談・救済
56	継続	京都市人権文化推進懇話会の運営	人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。	文化市民局	共生社会推進室	進行・評価
57	継続	人権文化推進会議による庁内の連携充実	本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	推進・研修
58	継続	人権啓発パネル展の開催	多数の市民が訪れる地下街等において、人権啓発パネルを展示することにより、広く市民に人権に関する情報を発信する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
59	継続	人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営	市民に対して同問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発施設として、人権資料展示施設「ツラッティ千本」及び「柳原銀行記念資料館」を運営する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
60	継続	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
61	継続	人権啓発活動補助金の交付	市民（団体）が自主的に行う啓発活動に対し補助金を交付することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
62	継続	京都人権啓発推進会議への参画	京都人権啓発推進会議（京都府、京都府人権擁護委員連合会、京都市教育委員会等により構成）に参画し、基本的人権の擁護啓発事業を推進する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
63	継続	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方事務局、京都府、京都府人権擁護委員連合会等により構成）に参画し、構成機関の連携協力による効果的な人権啓発活動を検討のうえ、実施する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
64	継続	企業等に対する公正採用選考の実施の動き掛け	職業選択の自由と就職の機会均等の保障について啓発する。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり
65	継続	企業向け人権啓発講座の開催	企業が様々な視点から人権課題の現状を知り、対応について考え、企業内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続的な成長を支援する。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり
66	継続	インターネットにおける人権施策に係る事業計画書の掲載	京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、具体的な事業計画を市民に発信するため、京都市情報館に、事業計画及び取組実績等を掲載する。	文化市民局	共生社会推進室	進行・評価
67	継続	性の多様性及び性的少数者への理解促進	性の多様性や性的少数者に関する正しい知識を普及し、社会参加を促進するための様々な取組を行う。啓発リーフレットや講座、パネル展等を通じ理解促進の取組を継続する。	文化市民局	共生社会推進室	LGBT
68	改善・充実	性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援（パートナーシップ宣誓制度の都市間連携、市民ぐるみ「多様な生き方が尊重される京都」推進ネットワークの取組）	性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、当事者が日常生活の中で抱える不安や生きづらさを解消し、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につなげるための取組を推進した。 具体的には、令和6年度は、新たに以下のことに取り組んだ。 ○ パートナーシップ宣誓制度について、都市間連携の枠組みを全国に拡充。 ○ 令和5年度4月に立ち上げた「市民ぐるみ「多様な生き方が尊重される京都」推進ネットワーク」において、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につながる取組を実施。	文化市民局	共生社会推進室	LGBT
69	新規	世界人権問題研究センター設立30周年事業	令和6年12月に世界人権問題研究センターが創立30周年を迎えるに当たり、30周年記念式典、国際法及びLGBT等の性的少数者の人権に関する国際シンポジウム、30周年記念誌の発行等を行った（シンポジウムは本市共催）。	文化市民局	共生社会推進室	LGBT
70	継続	北朝鮮による日本人拉致問題に関する理解促進活動	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関して、国と連携を図りつつ、国民の認識を深めるための啓発を実施（ポスターの掲示、広報誌を活用した周知等）	文化市民局	共生社会推進室	様々
71	継続	コロナ差別に関する啓発	新型コロナに関連して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取り扱い、誹謗中傷が社会的な問題となったことを受け、SNSやHPを通じて、一人一人が感染症を正しく理解し、互いを思いやり、共に乗り越えていこうとする機運を醸成するための啓発を行う。	文化市民局	共生社会推進室	感染症
72	継続	京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書き込みの法務省への削除要請	インターネット掲示板等における書き込み等について、掲載内容が人権擁護上極めて問題があると判断した場合は、京都府と連名で削除要請を行う。	文化市民局	共生社会推進室	共通高度情報化
73	継続	人権月間の周知方法	人権月間において、インターネット広告を掲載するなど、人権月間を周知することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。これまで、紙媒体で市政広報板や区役所、支所等で掲示していたが、インターネットを利用した効率的な周知を図るため、12月の人権月間において、新たにインターネット広告を掲載するなど、人権月間を広く周知することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図っていく。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
74	継続	留学生の地域企業就職の促進	外国人留学生の市内就職を促進するため、留学生を採用する地域企業の増加を図り、留学生に対しては地域企業の魅力発信を行う。	産業観光局	産業企画室	多文化職場づくり
75	継続	講座の開催	企業が直面する人権等の課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権や社会的責任、事業活動を通じた社会・経済価値の創造、雇用環境改善に関する取組の支援を図る。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
76	継続	京都学生就労環境等適正化協議会における取組	京都労働局、京都市、京都府で構成する本協議会において、京都労働局、京都府との連携の下、労働法制の一層の啓発や公的な相談窓口の効果的な周知に努めるなど、学生アルバイト等の適正な就労環境の確保に向けて、オール京都で取組を行う。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
77	継続	地域企業における働き方改革の推進	地域企業が自ら働き方改革の取組状況を自己診断し、その結果を企業の魅力としてウェブサイト上で発信することで担い手の確保につなげる。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
78	継続	伝福連携担い手育成支援事業	伝統産業界における後継者確保・技術継承と障害のある方の就労支援・雇用創出を図るべく、京都市伝福連携担い手育成支援事業補助金を交付し、体験会の実施や障害のある方の技術習得等を支援する。	産業観光局	クリエイティブ産業振興室	障害者
79	継続	京都観光オフィシャルサイトの運営（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）	外国人向け京都観光ウェブサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報や、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」をはじめ、観光時のエチケットや、緊急時・災害時の対応などを、多言語により情報発信を行う。また、ムスリム観光客など多様な文化や食生活を有する外国人観光客に快適な京都観光をお楽しみいただくため、ベジタリアンやムスリム対応可能な飲食店や宿泊施設等の情報発信を行う。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
80	継続	観光案内標識の整備	国内外の観光客が周辺の観光資源をじっくり歩いて楽しむための多言語表記の観光案内標識の整備に取り組む。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
81	継続	ユニバーサルツーリズムの推進	年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しむことができる京都観光の実現を図る。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
82	継続	多様な文化や食生活を有する観光客の受入環境整備	多様な文化や食生活を有する観光客に快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、ベジタリアンやムスリム対応可能な飲食店や宿泊施設等の情報発信を行う。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
83	継続	観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進	訪日外国人観光客数が過去最多を記録する中、受入環境整備に向けた支援を行う。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
84	継続	農福連携に取り組む農林業者支援事業	障害のある方の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、高齢化や担い手不足が進む農林業分野における新たな働き手の確保につなげる。	産業観光局	農林振興室	障害者
85	継続	地域における見守り活動促進事業	避難支援等関係者である関係団体等に対して、名簿情報の取扱いに関する協定書を締結のうえ、避難行動要支援者名簿を提供する。 災害時には、何よりも地域の繋がりが大きな力になるものと考えており、避難行動要支援者名簿を活用した日頃からの関係づくりや見守り活動の充実等により、避難行動要支援者への災害時の支援体制の構築につなげる。	保健福祉局	保健福祉総務課	高齢者 障害者
86	継続	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	近年 頻発する豪雨災害において、高齢者が被害に遭った事例や、障害者の避難が適切に行われなかった事例があり、災害時の避難を有効性のあるものとするためには個別避難計画の作成促進が重要であることから、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされた。本市では、避難行動要支援者の中でも、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方について、対象者の身体的状況や配慮すべき事項を日頃から把握しているケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得ながら、令和4年度から7年度までにかけて個別避難計画作成に取り組む。その他の避難行動要支援者については、取り組みやすいよう作成したリーフレット等により、本人や家族等による計画作成を助奨していく。	保健福祉局	保健福祉総務課	高齢者 障害者
87	継続	みやこユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
88	改善・充実	専門相談員の設置（障害を理由とする差別の解消の推進）	令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法及び同法基本方針が施行された。これにより、これまで努力義務であった「事業者の合理的配慮の提供」が義務化、基本方針に「地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。」旨が新たに規定された。 また、同日施行された改正精神保健福祉法で、精神科病院における障害者虐待の通報が義務付けられた。これらを受けて、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現を図るため、市民にとって一番身近な本市において、障害者差別相談体制を充実させるとともに、障害者虐待通報等の専門相談員を設置する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
89	継続	京都市障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者24時間相談体制等構築事業）	障害のある方の高齢化・重度化や「親にき後」を見据え、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用等様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。（障害者地域生活支援拠点等の整備）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
90	継続	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	障害のある人となない人との相互理解を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
91	継続	補助犬啓発事業	補助犬についての理解・啓発を通じて、視覚・聴覚・肢体障害のある人の日常生活を支援し、社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
92	継続	障害者就労支援推進事業	障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。 また、障害のある人の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
93	継続	障害者虐待防止対策事業	障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協力体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある人や養護者への支援を促進し、障害のある人の権利利益を擁護する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
94	継続	点訳、音訳、手話、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発	①視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 ②平成28年4月1日に「京都市手話言語法」がなくなり心豊かな共生社会を目指す条例」が施行されたことに伴い、手話に係る普及啓発をより積極的に行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
95	継続	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
96	継続	知的障害者専門相談事業	在宅の知的障害のある人の、自主的な社会活動を育成・支援する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
97	継続	障害者相談員設置事業	身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
98	継続	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等の派遣	聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
99	継続	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
100	継続	知的障害者スポーツ大会の開催	障害者スポーツの一層の発展を図ると共に、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
101	継続	天皇盃全国車いす駅伝競走大会の開催	障害のある人の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
102	継続	いきいきハウジングリフォーム事業	重度障害のある人が住み慣れた家で生活を暮らしやすくし、また、介護する人の負担を軽減する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
103	継続	精神科救急医療システム	精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療体制を確保する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
104	継続	自動車改造費助成	身体障害のある人の自立と社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
105	継続	日常生活用具給付事業	障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
106	継続	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある人の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
107	継続	こころのサポートふれあい交流サロンの運営	精神障害のある方や様々な要因からひきこもっている方を対象に、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、気軽に利用できる居場所を提供するとともに、相談や外出などの支援を実施する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
108	継続	障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業	障害のある人やその家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等の相談支援を行う。また、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
109	継続	京都市精神保健福祉審議会	医療従事者、学識経験者、社会復帰促進事業従事者で構成される審議会において、本市の精神保健福祉策について意見聴取しながら取組を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
110	継続	精神科病院実地指導	精神科病院に入院中の者について、人権に配慮した適正な医療の提供と処遇の確保が図られているか、市職員が病院へ出向いて実態を把握し、必要に応じて病院へ指導を行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
111	継続	京都市障害者施策推進審議会	障害当事者、その家族、事業者、市民、学識経験者等で構成される審議会において、本市の障害者施策について意見聴取しながら取組を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
112	継続	京都市地域自殺対策推進センター運営事業	保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図り、本市の状況に応じた自殺対策の推進を統括する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	連携相談・救済
113	改善・充実	重度心身障害者医療費支給事業	重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。新たに重度の精神障害者も本制度の対象とする。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
114	継続	京都難病相談・支援センター事業	難病患者・家族等の療養上及び生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病患者・家族の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を推進するため、「京都難病相談・支援センター」を府市共同で設置し、難病患者支援対策を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
115	継続	障害者ピアサポート研修事業	障害や疾病の経験を持つ方が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者のピアサポートを行う取組を推進し、障害者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安解消を図るため、京都府と連携し、ピアサポートへの理解を促進し、多様なピアサポーターを養成する「障害者ピアサポート研修」を実施する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
116	継続	重度障害者タクシー料金助成事業	重度障害のある人に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 （対象者）次のいずれかに該当する障害者で、市バス・地下鉄の福祉乗車証又は敬老乗車証を利用していない方。 ・身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている方 ・療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方 （助成額）利用券１枚につき５００円。月４枚換算で最大４８枚交付。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
117	継続	農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	農業の貴重な担い手確保と、障害のある方の就労機会の創出及び工賃向上に向け、産業観光局と連携し、障害のある方が生産・加工・販売等に携われるよう農家等とのマッチング等に取り組みとともに、販路開拓や地域の活性化を図る農福連携を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
118	新規	地域生活支援拠点等のモデル整備	障害のある方の高齢化・重度化に対応し、「親亡き後」や緊急時に備えた地域全体の支援体制を整備・充実することにより、住み慣れた地域における生活の継続及び入所施設からの地域移行の促進するための取組を行う。 （１）地域生活継続・地域移行のためのコーディネート事業 （２）障害者等緊急時介護人派遣事業 （３）一人暮らし体験等事業及び当該事業の利用に係る介護人派遣事業 （４）強度行動障害のある方に対する短期入所事業所受入促進事業 （５）共同生活援助における日帰り体験利用事業	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害者
119	継続	高齢者・障害者権利擁護推進事業	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。市長による後見等開始の申立て及び申立て費用・報酬助成等成年後見制度の利用支援を行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室 介護ケア推進課	高齢者 障害者
120	継続	地域リハビリテーション推進事業	障害や疾病があっても、住み慣れたところですこやかに安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉及び生活に関わるあらゆる機関、組織が協力して行う活動のより一層の推進を目指す。	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	障害者
121	継続	高次脳機能障害者支援センター	「高次脳機能障害専門相談窓口」として、「京都市高次脳機能障害者支援センター」を設置し、高次脳機能障害のある市民の支援を行う。	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	障害者
122	継続	発達障害者支援センター「かがやき」の運営	発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう支援する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
123	継続	くらしとこころの総合相談会	自殺の危機に直面している人たちが、精神疾患等の問題だけではなく、経済的問題、雇用問題、家庭問題等、様々な問題を同時に抱えていることを踏まえ、多職種の相談員で相談会を開催する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	相談・救済
124	継続	講演会及びシンポジウムの開催	市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者、自殺に関する問題への理解を深めてもらう。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
125	継続	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
126	継続	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ②精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
127	継続	精神障害者法律相談	精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
128	継続	精神保健福祉相談事業	市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
129	継続	精神障害者訪問指導事業	各区役所・支所障害保健福祉課の精神保健福祉相談員及び保健師が中心となり、精神に障害のある市民の家庭訪問をして、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行う。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
130	継続	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
131	継続	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	各区役所・支所障害保健福祉課等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
132	継続	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることに、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
133	継続	精神障害者地域移行促進事業	精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して退院できるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援をする。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
134	継続	統合失調症及びうつ病等の市民のための就労支援講座	精神障害者の社会復帰及び就労の促進を図る。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害者
135	継続	再犯防止推進事業	罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、やり直すことができる社会と新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。	保健福祉局	生活福祉課	更生
136	継続	ホームレスの自立の支援等	個々の状況に応じた丁寧で粘り強い支援に取り組むことにより、ホームレスの自立を支援する。	保健福祉局	生活福祉課	ホームレス
137	改善・充実	重度障害老人健康管理費支給制度	重度障害老人の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。重度の障害のある後期高齢者医療の被保険者が、医療機関や薬局等で支払う「一部負担金」に相当する額を京都市が支給する。 これまで身体障害者及び知的障害者が制度の対象だったが、令和6年度（開始時期は京都府において調整中）から精神障害者を対象に加える。	保健福祉局	保険年金課	障害者
138	継続	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。	保健福祉局	保険年金課	多文化
139	継続	健康診査受診票（問診票）記入例翻訳	特定健康診査及び後期高齢者健康診査の受診票（問診票）の記入例について、3か国語版（英語、中国語、韓国語）を作成し、外国籍の方が受診票を正しく理解し、回答できるようにする。	保健福祉局	保険年金課	多文化
140	継続	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	共通
141	継続	ボランティアに関する各種講座の開催	福祉ボランティアに係る人材を養成する。	保健福祉局	健康長寿企画課	共通
142	継続	～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業	認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う～認知症総合支援を進める。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
143	継続	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業	認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医や病院勤務医療従事者に対する認知症対応力向上研修を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
144	継続	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
145	継続	認知症サポーター活動促進事業	認知症の当事者・家族と認知症サポーターを中心とした支援者を繋ぐためのコーディネーターを配置し、認知症の当事者・家族の社会参加活動（認知症カフェ・居場所等）の支援を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
146	継続	シルバー人材センターへの補助	概ね60歳以上の高齢者に対し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業を提供することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
147	継続	老人クラブへの活動費補助	老人クラブ（すこやかクラブ京都）の多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実に推進する。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
148	継続	ねんりんピックへの選手派遣	「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣し、スポーツ・文化交流大会や各種イベントなどへの参加を通じて、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
149	継続	老人福祉員設置事業	地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
150	継続	一人暮らし高齢者訪問事業	高齢サポートの専門職員が、専門的な知識や経験に基づく訪問活動を実施することにより、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じて介護サービスの利用、日常的な見守り等の適切な支援に繋げていくとともに、地域のネットワーク構築、高齢サポートの認知度を向上させる。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
151	継続	老人福祉センターの運営	健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供し、高齢者の健康で明るい生活を支援する。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
152	継続	民生児童委員活動支援事業	地域福祉を推進する民生児童委員（老人福祉員を含む）が、安心して、安定的・継続的に活動していけるよう、新たに、民生児童委員の活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、地域の特性に応じた民生児童委員活動の充実を図るとともに、活動の不安や負担感等の軽減に取り組む。	保健福祉局	健康長寿企画課	複数課題
153	継続	孤独・孤立対策	孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対し、多様な関係機関や団体、また地域がしっかりと連携しながら、様々な制度や支援施策であたたく包み込み、地域の住民が安心して暮らすことができる社会の実現に取り組む。	保健福祉局	健康長寿企画課	複数課題
154	継続	ひきこもり支援	当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開していく。	保健福祉局	健康長寿企画課	子ども
155	継続	京都市高齢者虐待シェルター確保事業	虐待シェルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
156	継続	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。	保健福祉局	介護ケア推進課	多文化
157	継続	高齢者虐待防止事業	高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。 高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修を実施する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
158	継続	老人医療費支給事業	高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
159	継続	市民後見人の養成	認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足が見込まれる後見人を確保する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
160	継続	老人の日記念行事を通じた取組	広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
161	継続	介護サービスの提供	住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、在宅生活を支えるための居宅系サービスや地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを整備し、また、特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活の継続を図るよう、特別養護老人ホームの個室化・ユニットケアを推進する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
162	継続	敬老乗車証の交付	交付開始年齢に到達した市民に対して、所得に応じた負担金で年額20万円相当の価値があるフリーパス証を交付する、高齢者の社会参加を支援する施策である敬老乗車証制度について、令和4年10月から、交付開始年齢や負担金の引上げ等、制度の持続可能性を高めるための見直しを実施している。令和5年10月からは、従前のフリーパス証での敬老乗車証交付に加え、敬老バス回数券を新設するとともに、一部地域にのみ交付している、民営バス敬老乗車証の適用地域を拡大することにより、利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上につなげる。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
163	継続	京都市成年後見支援センターの設置・運営	認知症高齢者等が増加する中で、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、制度を必要とする方々の相談からその利用までの一貫した支援を行う。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
164	継続	AIDS文化フォーラムin京都	HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催し、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
165	継続	HIV検査普及週間における啓発体制の確立	HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、広く市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
166	継続	世界エイズデー啓発事業	エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図ることを目的に、HIVやエイズに関する啓発事業を行う。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
167	継続	エイズ相談・カウンセリング体制の確立	感染不安の解消に役立ち、行動変容の機会となる効果的な相談を実施するとともに、HIV陽性者の心理的ケアを目的とする。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
168	継続	エイズ啓発パンフレット作成・配布	エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消することを目的に、啓発資料を作成し学校や施設等に配布する。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
169	継続	「HIV検査」の実施	感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、受検機会の確保を図る。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
170	継続	エイズ専門講師による担当職員研修会	区役所・支所におけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させるため、従事者のスキルアップにつながる研修を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
171	継続	「京都はぐくみ憲章」の推進	「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」をいつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として実践する行動の輪を広げ、「はぐくみ文化」の息づくまちの実現を目指す。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども
172	継続	広報紙「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」の発行	「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の実践推進を図る。京都市内の子ども及びその保護者を対象に実施される体験活動情報に加え、子育ての素晴らしさに関する啓発記事を掲載。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども
173	継続	京都はぐくみネットワーク	子どもの健全育成に関わる団体をはじめとした幅広い分野で活躍している団体等が連携し、子ども・若者を地域ぐるみ・社会ぐるみで育む「京都はぐくみ憲章」の実践推進を図る。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども
174	継続	東山アートのスペース	東山青少年活動センターにおいて、知的障害のある青少年の余暇の充実（創造・創作活動）をはかる。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	障害者
175	継続	外国籍市民との交流事業の推進	青少年ボランティアによる、日本語を母語としない人たちへの日本語学習支援と交流を図る。 また、外国にルーツを持つ若者が安心できるような空間を設け、若者のニーズや必要に応じて、適切な関係機関へつなぐ。 また青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	多文化
176	継続	セクシュアルヘルス事業	「セクシュアルヘルス」の観点から青少年の性に関連してHIV/AIDSに関連した啓発活動を行い、正しい理解を促進することにより、感染予防及びHIV/AIDSへの偏見のない社会を目指す。 また、「セクシュアルヘルス」への取り組みに加えて、レインボーの缶バッジの作成等LGBTQフレンドリーな施設づくりに向けた啓発活動にも取り組む。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	感染症
177	継続	からだではなそう～表現活動へのお誘い～	東山青少年活動センターにおいて、知的障害のある青少年の余暇の充実（表現活動）を図る。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	障害者
178	継続	子ども・若者総合相談窓口事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の相談業務を行う。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
179	継続	地域子育て支援ステーション事業	小学校通学区を基礎単位とする身近な地域において、保育園（所）及び児童館等を「地域子育て支援ステーション」に指定し、これらの施設の子育てに関する知識や経験等を活用することにより、地域の育児力の向上を図るとともに、関係機関と連携して、児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭を支援する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
180	継続	親と子のこころのほっとライン（電話相談事業）	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、ボランティアが電話相談にあたり、青少年の健全育成を図る。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
181	継続	親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」では、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指している。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
182	継続	子育て支援活動いきいきセンター（乳幼児親子のつどいの広場）	家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期の親子が孤立しやすい状況となっている。 乳幼児を養育する親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行い、地域の子育て家庭を支援する子育て支援活動いきいきセンター「乳幼児親子のつどいの広場」を運営する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
183	継続	非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援	非行防止活動、保護観察を主とした更生保護活動及び毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の諸活動に対する助成を行うなど、保護司の活動を支援する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	更生
184	継続	京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進	青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）を中心に、少年補導・育成団体等と連携して、青少年の非行防止や健全育成を推進する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	更生
185	新規	児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業	令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県（指定都市を含む。）は子どもの権利擁護の推進に関して、新たに「意見表明等支援事業」の実施に努めることや、子どもの権利擁護に係る環境整備を行うことが定められた。 法改正の趣旨を踏まえ、子どもの意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明を支援するため、意見表明等支援事業を実施。また、子どもから意見表明や権利救済に関する申立てがあった場合に第三者機関が調査・審議し、必要に応じて児童相談所等に意見具申する仕組みを構築するとともに、子どもの権利擁護及びその取組に係る研修を実施し、本市職員や施設職員等の理解醸成を図った。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
186	新規	地域障害児支援体制強化事業	令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された。 これを受けて、市内9か所（公営・民営）の児童発達支援センターにおいて、中核的役割を担うための機能の整備を進め、地域の障害児支援に係る体制強化を図った。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
187	継続	子どもはぐくみ室の運営	保健と福祉の垣根を越え、子どもや子育て家庭に関する相談に対する総合相談窓口として、ニーズへの「気づき」、必要な支援への「つながり」を行う「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担うことで、一つの窓口にて切れ目のない支援を行うことを目的とする。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
188	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭の児童とその母親及び父子家庭の児童とその父親並びに父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給することで、ひとり親家庭等の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。（所得制限あり）	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
189	継続	子ども医療費支給事業	子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）の一部を支給することで、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
190	継続	児童虐待防止に係る広報啓発	児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
191	継続	貧困家庭の子ども・青少年対策の推進	「京都はぐくみ憲章」の理念の下、子ども等が、家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、社会全体で家庭の「子育て力」を高め、子ども等の成長を支えていくために、必要な支援策等を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
192	継続	子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援	「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
193	継続	子育てサポートプログラム普及推進事業	子どもへの早期の発達支援に役立つペアレント・トレーニングの理論的背景を理解し、その技法を保護者に紹介できる人材を育成することで、地域における発達支援体制の強化を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	障害者
194	継続	子どもの見守り活動支援事業	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配達事業を行っている団体が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を開始。子ども食堂等の運営団体が自ら意識して、支援が必要な子どもの気づきの窓口として取り組んでもらうことを目的としており、地域で子どもや家庭を見守る体制の強化につなげる。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
195	継続	医療的ケア児等地域支援コーディネート事業	医療・福祉分野などに精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家 チームにより、支援機関への専門的助言・指導（スーパーバイス）、医療的ケア児等へのコーディネート支援等を行うモデル事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
196	継続	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気づき、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携支援を推進する。	子ども若者はぐくみ局 保健福祉局 教育委員会事務局	子ども家庭支援課 健康長寿企画課 指導部生徒指導課	子ども
197	継続	養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課 児童福祉センター	子ども
198	継続	「こどもみらい館」における事業の推進	乳幼児期における子育ての重要性や知識、情報を発信するとともに、親子の交流の場の提供や子育て相談により育児不安の軽減につなげる。 ・子育て相談 ・子育て支援事業の開催 ・子育て図書館の運営	子ども若者はぐくみ局	子育て支援総合センターこどもみらい館	子ども
199	継続	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する研修の実施	児童虐待防止等に関する活動を効果的に行うため、教職員、施設職員、民生・児童委員等の関係機関職員を対象として、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう研修を実施する。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
200	継続	「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付	児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童虐待に関する通告や相談などを専用電話（ℓ950-1569）及び児童相談所虐待対応ダイヤル（189番）により、夜間・休日を含め24時間365日受け付ける。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
201	継続	児童虐待防止ホームページによる情報提供	虐待の未然防止と早期解決を図るため、虐待をしてみよう、してしまったと悩む保護者が、インターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自身の問題解決の一助とするとともに、虐待を知った市民の本市への通告方法等についての情報提供を行う。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
202	継続	児童虐待に関する職員の専門性の向上	虐待ケースの処遇の向上を図るため、児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている虐待家庭の支援等をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
203	継続	児童相談所における支援の推進	児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能充実を図るため、虐待家庭に対する支援に関して家族再統合に向けた取組の一環として、民間団体等が行う心理療法の手法を盛り込んだ保護者支援プログラムの実施や職員の専門性の向上により、児童相談所における保護者支援機能を強化し、取り組む。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
204	継続	児童虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備	コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、令和4年度から、SNS上で親子間の悩みごとや子育てなどの相談を受け付けている。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
205	継続	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
206	継続	障害のある児童の保育の充実	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 障害のある子どもの保育について、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	障害者
207	継続	幅広い地域からの保育所の利用と交流	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 幅広い地域からの保育所の利用を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
208	継続	男女の共生を進める保育の推進	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	男女
209	継続	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	多文化
210	継続	地域の保護者・児童の自立の支援等	家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
211	継続	地域子育て支援事業の拡充	保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組む。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	子ども

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
212	継続	子育て学習会・子育て講演会の開催	子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
213	継続	保護者会活動の支援	子どもを慈しみ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような活動を支援する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
214	継続	保育所に関する外国語パンフレット等のHPへの掲載	本市に在住する外国人の方に、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等に関する情報を効果的に発信する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	多文化
215	継続	保育所職員研修	「子どもの主体性を尊重する保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	推進・研修
216	継続	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。	都市計画局	建築審査課	障害者
217	継続	宿泊施設を対象としたバリアフリー情報の公表の促進	すべての人が自身の身体状況に応じて利用できる宿泊施設を事前に把握できるよう宿泊施設のバリアフリー情報の公表を促す。	都市計画局	建築審査課	障害者
218	継続	交通バリアフリーの推進	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、駅等のバリアフリー化を推進する。	都市計画局	歩くまち京都推進室	障害者
219	継続	京都市居住支援協議会	高齢者及び障害者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、居住支援法人、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。	都市計画局 保健福祉局	住宅政策課 介護ケア推進課	高齢者 障害者 男女
220	継続	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。	都市計画局	住宅管理課	多文化
221	継続	市営住宅の入居資格の改正（LGBT等性的少数者関連）	「京都市パートナーシップ宣誓制度」を契機として、パートナーシップ宣誓を行った方を、市営住宅の入居資格対象者とする制度改正を行い、令和2年9月1日の入居申込から受付を開始している。	都市計画局	住宅管理課	LGBT
222	継続	「人にやさしいまちづくり」の推進	歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。	建設局	土木管理課 道路環境整備課	障害者
223	継続	バリアフリーに適合した公園整備の推進	誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。	建設局	みどり政策推進室	障害者
224	継続	職員研修	研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。	会計室	会計室	推進・研修
225	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	北区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
226	継続	憲法月間における啓発活動	差別と偏見のない、人権が尊重される明るい社会を築くため、憲法月間に啓発活動を実施する。	北区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
227	継続	北区 人権月間事業（人権啓発のラジオ番組の制作及び放送）	ラジオ番組を制作・放送し、区民の人権擁護意識の高揚を図る。	北区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
228	継続	北区こころのキャンパスネットワーク	こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図るため、講演会等を開催する。	北区役所	障害保健福祉課	障害者
229	継続	精神保健福祉事業（家族懇談会）	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目指すため、交流会、医師との懇談会等の実施する。	北区役所	障害保健福祉課	障害者
230	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	上京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
231	継続	上京区憲法月間「映画のつどい」	人権啓発に繋がる映画を上映し、人権についての理解を深めるため、映画上映会と講演会を実施する。	上京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
232	継続	庁舎内における人権コーナー設置	幅広い区民の方に入権について身近に考えてもらう機会を提供するため、区総合庁舎内に人権啓発パネル展示コーナーを設置する。	上京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
233	継続	上京こころのふれあいネットワークイベント	こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざし、関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。	上京区役所	障害保健福祉課	障害者

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
234	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進するため、在宅の精神障害のある方が保健福祉センターに集い、ミーティング、施設見学等の所内外の活動を行い社会復帰を目指す。	上京区役所	障害保健福祉課	障害者
235	継続	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
236	継続	人権に関する展示会	人権をテーマとした展示会を実施する。人権問題に興味関心をもち、意識向上を図る。 詳細未定。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
237	継続	区民ふれあい事業	人権尊重の意識を高めてもらうため、幅広い区民の方々が参加できるふれあい事業の中に人権をテーマにした啓発を織り交ぜ、身近に考えてもらえる機会を提供する。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
238	継続	人権月間事業講演会または研修会	人権問題に興味関心の無い層にも届く啓発を目的とする。 見て、聞いて感じることで、人権問題に興味を持つきっかけとなるように、講演会または研修会を実施する。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	障害者
239	継続	左京こころのふれあいネットワークイベント～心ときめき芸術祭～	こころの病がある人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指し、心ときめき芸術祭を実施する。	左京区役所	障害保健福祉課	障害者
240	継続	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、「精神障害者家族懇談会」を実施する。	左京区役所	障害保健福祉課	障害者
241	継続	精神保健事業「地域生活安定化支援事業」	精神に障害のある方を対象に、社会復帰にむけた活動を通して精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、「地域生活安定化支援事業」を実施する。	左京区役所	障害保健福祉課	障害者
242	継続	左京区要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携を進め、虐待の早期発見・対応につなげる。 区域内の要保護児童等を網羅的に把握することで、事例の放置、支援漏れを防ぐ。	左京区役所	子どもはぐくみ室	子ども
243	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	中京区役所	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発
244	継続	地域啓発推進協議会による連携充実	中京区内の行政機関が連携し、人権文化の構築を目指す。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
245	継続	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるため、街頭啓発を実施する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
246	継続	人権啓発作品展	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、人権啓発作品展を実施する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
247	継続	小・中学生による人権啓発書初め展	小・中学生に人権の大切について考える機会を提供するため、小・中学生による人権啓発書初め展を開催する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
248	継続	中京区人権作品コンクール	人権についての作品を募集し、コンクールを実施する。最優秀賞作品は啓発物品に採用し、区民への啓発に活用する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
249	継続	中京区人権研修会	区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる体験教室等を開催する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
250	継続	こころ・愛・ふれあいネットワーク(中京精神保健ネットワーク事業)	こころの病気や障害について区民の方々に理解を深めていただき、地域で必要な支援を住民が正しく認識して、こころの病を持つ方が安心して地域で生活できるまちづくりをめざす。	中京区役所	障害保健福祉課	障害者
251	継続	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	こころの病気や障害のある方の家族を対象に、日々の生活の中での精神的ストレスを和らげるとともに、当事者が活用できる制度について学ぶ機会とする「精神障害者家族懇談会」を実施する。	中京区役所	障害保健福祉課	障害者
252	継続	地域の人権啓発活動支援	地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
253	継続	5月憲法月間 東山区人権啓発作品展	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、東山区内にある小中学校の生徒による人権啓発作品展を開催する。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
254	継続	8月人権強調月間作品展	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらうため、人権をテーマにした作品展を開催する。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
255	継続	人権強調月間 啓発のぼりの掲出	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらうため、人権強調月間に啓発のぼりを掲出する。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
256	継続	東山区人権研修	幅広い区民の方に人権について理解を深めてもらうため、人権をテーマにした事業を開催する。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
257	継続	12月人権月間 パネル展	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらうため、パネル展示を開催する。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
258	継続	12月人権月間 啓発のぼりの掲出	区民に人権について、身近に考えてもらうため、啓発のぼりを掲出する。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
259	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	東山区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
260	継続	東山区こころのふれあいネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	東山区役所	障害保健福祉課	障害者
261	継続	精神障害者家族懇談会	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、精神障害者家族懇談会を実施する。	東山区役所	障害保健福祉課	障害者
262	継続	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	山科区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
263	継続	山科区HPへ情報を掲載	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	山科区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
264	継続	山科区人権啓発研修会	広く山科区民の方に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、人権に関する気づきを提供する機会を設けることを目的として実施する。講演と映画鑑賞を組み合わせた「人権啓発研修会」を実施する。	山科区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
265	継続	「人権啓発ポスター展」の開催	作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、アートロードなぎつじに展示する。	山科区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
266	継続	「人権啓発パネル展」の開催	人権啓発パネル展示を実施。	山科区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
267	継続	やましな新聞屋さん見守りネットワーク事業	認知症等の見守りや支援を必要とする高齢者だけでなく、地域で生活する高齢者に対して、突然の体調不良等の異変を速やかに察知し対応することにより、引き続き地域で安心・安全に暮らしていけるように、地域力による見守りネットワークに加え、新聞販売所によるネットワークを重層的に整備した、高齢者支援のネットワークを構築し、運用する。	山科区役所	健康長寿推進課	高齢者
268	継続	山科こころのふれあいネットワーク（山科こころの健康を考える会）	こころの病を持つ人について理解を深め、地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。	山科区役所	障害保健福祉課	障害者
269	継続	精神保健事業（精神障害者地域生活安定化支援事業）	地域から孤立しがちな精神障害のある方が、個別相談や当事者同士のつながりをもつことで、地域生活の安定をはかる。コミュニケーションの場をもち、レクリエーションや運動に取り組むことを目的として、プログラムを実施する。	山科区役所	障害保健福祉課	障害者
270	継続	精神保健事業（精神障害者家族懇談会）	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。懇談会を行い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。	山科区役所	障害保健福祉課	障害者
271	継続	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	下京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
272	継続	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	下京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
273	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	下京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
274	継続	人権パネル展	パネル展を通じて、人権について身近に考え関心を高める機会を提供する。	下京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
275	継続	区民ふれあい事業	区民が多数集う区民ふれあい事業を人権への関心を高める機会と捉え、関係団体等へ協力を依頼し啓発活動等を実施する。	下京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
276	継続	人権月間事業	人権月間において、区民や事業者等を対象に人権をテーマとした研修会を開催し、人権への認識を深める。	下京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
277	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談応対等を通じて、人権意識を高めていく。	下京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
278	継続	下京こころのふれあいネットワーク事業	地域と保健医療福祉関係団体、関係行政機関等が協力し、こころの病について、正しい知識と認識を深めるための啓発活動等を通じこころの病がある人への理解を深め、障害のある人もない人も互いに尊重し助け合うまちづくりを目指す。	下京区役所	障害保健福祉課	障害者
279	継続	精神保健福祉事業<家族懇談会>	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	下京区役所	障害保健福祉課	障害者
280	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載（人権に関する啓発活動）	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	南区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
281	継続	南区人権映画鑑賞会	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした映画鑑賞会を推進する。	南区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
282	継続	人権パネル展の開催	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、人権パネル展を開催する。	南区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
283	継続	「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施	区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。	南区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
284	継続	南区こころのふれあいネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	南区役所	障害保健福祉課	障害者
285	継続	精神保健事業[家族懇談会]	精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。	南区役所	障害保健福祉課	障害者
286	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	右京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
287	改善・充実	憲法月間、人権強調月間、人権月間人権啓発（人権啓発動画を活用した人権啓発）	現代社会が抱える様々な人権問題について、令和5年度までに制作した右京人権啓発事業「はーとふるシアター」の作品等の広く親しみやすい映像の公開を通して人権意識の底上げを行う。	右京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
288	継続	小学生・中学生による人権ポスター展	各月間に併せて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解いただくため、人権ポスター展を実施する。	右京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
289	継続	右京こころのふれあいネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	右京区役所	障害保健福祉課	障害者
290	継続	精神保健事業〔家族交流会〕	精神に障害のある方のご家族等を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	右京区役所	障害保健福祉課	障害者
291	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	西京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
292	継続	人権月間「小・中学生合同作品展」の開催	小・中学生に、人権をテーマとした絵画、書道の作成を通して、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	西京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
293	継続	人権月間「西京区民映画のつどい」の開催	だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、人権をテーマとした作品をパリアフリー上映することで、人権に対する意識やパリアフリーへの理解を深める。	西京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
294	継続	こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク事業）	こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、既存の事業に参画する。 また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。 ・講演会、作品展等のイベント年1回実施予定 ・関係団体会議 ・通信の発行（年1回） ・区民ふれあいまつり及び健康ひろばにおいて関係するパンフレット等の配架	西京区役所	障害保健福祉課	障害者
295	継続	精神障害者家族懇談会	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間をもち、交流を深める。	西京区役所	障害保健福祉課	障害者
296	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進するため、在宅の精神障害のある方が保健福祉センターに集い、ミーティング、施設見学等の所内外の活動を行い社会復帰を目指す。	西京区役所	障害保健福祉課	障害者
297	継続	西京☆わくわくはぐくみアクション	区内関係機関・団体と連携し、子どもたちの健やかな発達・発育や子育てを地域ぐるみで大切に見守り支える「はぐくみ文化」の推進に取り組んでいる。 夫婦のパートナーシップをテーマにした講座の実施や父親の育児参加を促進するために、母子手帳交付時等様々な機会を活用して「VIBOOK」を配布している。令和6年度からは新庁舎開設により、区役所にできた子育て交流ひろば「てって」を拠点に、来庁した親子が交流や情報交換し、地域の子育て支援機関につなぐ取り組みを実施している。（子育て世代の交流促進事業）	西京区役所	子どもはぐくみ室	子ども
298	継続	人権月間「小・中学生合同作品展」の開催	小・中学生に、人権をテーマとした絵画、書道の作成を通して、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	洛西支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
299	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	洛西支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
300	継続	西京区民映画のつどいの開催	5月の憲法月間に合わせて、年齢や性差、障害の有無に関わらず、全ての区民がお互いの人権を尊重し合い、いきいきとした暮らしが息づくまちづくりを進めることを目標とする。 重点的な取組として、日本国憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義等を考える機会を提供する人権をテーマとした映画上映会等を実施する。	洛西支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
301	継続	精神障害者家族懇談会	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。	洛西支所	障害保健福祉課	教育・啓発
302	継続	こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク）	こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。	洛西支所	障害保健福祉課	障害者
303	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進するため、在宅の精神障害のある方が保健福祉センターに集い、ミーティング、施設見学等の所内外の活動を行い社会復帰を目指す。	洛西支所	障害保健福祉課	教育・啓発
304	継続	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図るため、市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に併せて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。	伏見区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
305	継続	伏見区人権月間事業	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深めるため、絵画ポスター展を実施。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
306	継続	ふしみ人権の集い	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
307	継続	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供するため、小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催する。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
308	継続	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、広報機関誌「いーくうある」を発行	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
309	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
310	継続	伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座	区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
311	継続	区役所等における人権パネル展の開催	来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供するため、人権パネル展を開催する。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
312	継続	伏見区こころのネットワーク事業（伏見区こころの健康推進実行委員会）	区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	伏見区役所	障害保健福祉課	障害者
313	継続	家族懇談会	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的として、家族懇談会を実施する。	伏見区役所	障害保健福祉課	障害者
314	継続	区役所等における人権パネル展の開催（市民啓発活動の取組）	人権パネル展を開催し、広く市民に人権の大切さを訴える。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
315	継続	伏見区人権月間事業（ふしみ人権の集い学習会）	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、人権に関する学習会を開催し、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供するため、学習会を開催する。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
316	継続	小・中学生の絵画、ポスター展	小・中学生の絵画、ポスター展を開催し、製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供するため、小・中学生の絵画、ポスター展を実施する。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
317	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
318	継続	精神障害者家族懇談会	精神障害のある方とその家族が地域で安心して生活できるように、精神障害者の家族に対し、精神疾患や障害、精神医療、福祉施策に関する学習会や情報交換、交流会等を行い、その知識や経験を基に家族同士の交流と相互協力を図る。	深草支所	障害保健福祉課	障害者
319	継続	伏見区こころのネットワーク事業（伏見区こころの健康推進実行委員会）	区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	深草支所	障害保健福祉課	障害者
320	継続	伏見区人権月間事業	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深めるため、学習会や講演会を実施。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
321	継続	伏見区憲法月間事業	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供するため、書道展を実施する。 ※伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
322	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めている。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
323	継続	区民ふれあい事業の開催	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいと交流を深める。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	子ども 高齢者 障害者 教育・啓発
324	継続	区民ふれあいまつりにおける人権啓発活動の実施	多くの地域住民が来場する「醍醐ふれあいまつり」、「福祉のまち・醍醐交流大会」において、人権啓発活動を実施する。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
325	継続	精神保健福祉事業 〔精神障害者家族懇談会〕	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、精神障害者家族懇談会を実施する。	醍醐支所	障害保健福祉課	障害者
326	継続	市民からの電話を通じた情報提供	市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。	消防局	総務課	相談・救済
327	継続	京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導	高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。	消防局	総務課	高齢者
328	継続	市民防災センターにおける防災体験	災害の疑似体験を通じて、子どもや高齢者を含む来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。	消防局	総務課	子ども 高齢者
329	継続	パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位等、職場内での優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント防止に向け、コンプライアンス推進月間等を活用した職員教育を実施する。	消防局	人事課	推進・研修
330	継続	ジュニア消防団	青少年に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
331	継続	消防団員を対象とする研修会	消防団員の人権意識の高揚を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	教育・啓発
332	継続	防火防災教育訓練の実施	女性、子ども、高齢者等を含め市民全てを対象に、各地域において、消火実験会や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。	消防局	消防団・自主防災推進室	共通
333	継続	防災行動マニュアルの運用支援	災害時は、自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから、地域の実情や被害想定を踏まえ、平常時の備えや災害発生時の安否確認方法、避難行動等について事前に計画した防災行動マニュアルを策定している。当該マニュアルは、自主防災会役員、自主防災部長の行動を具体的に記載しており、自主防災会において適切に運用されるように必要な支援や見直しを行うよう指導し、学区全体での災害対応力の向上を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	連携
334	継続	防火防災紙芝居等を活用した幼児への防災教育の実施	紙芝居等を通じて楽しく安全行動（地震及び火災に対する退避行動等）を習得させる。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
335	継続	防火防災リーフレットを活用した幼児の保護者及び小学校低学年への防火防災思想の普及啓発	年代別防災指導カリキュラムに基づく教材として、幼児及び小学校低学年を対象とした防火防災リーフレット「みんなのしょうぼう・ぼうさいたんけん」を作成し、各区役所保健福祉センターを通じて3歳児健診対象者及びその保護者に配布するほか、各小学校を通じて1年生に配布する。また、幼児・小学校低学年を対象とした防火防災行事で活用し、火災予防対策、地震等の災害対策を普及啓発する。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
336	継続	防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施	年代別防災指導カリキュラムに基づく教材として、小学校3～6年生を対象とした防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を作成し、各小学校を通じて3年生に配布するほか、消防署見学などの防火防災に関する授業や訓練等で活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災意識を高める。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
337	継続	消防の図画の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発	消防の図画募集を通じて、児童等はもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深めるとともに、入賞者に対する表彰式や展示会を通じて、防火防災意識の高揚を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
338	継続	ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載	幼少年向け等を作成した広報媒体（防火防災紙芝居、みんなの消防・防災探検、消防の図画作品集、防火防災リーフレット等）をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
339	継続	年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施	幼年期から青年期までの発達段階及び学習段階に応じて身に付けておくべき防災に関する知識及び技能について、「年代別防災指導カリキュラム（正式版）」を活用した指導を行い、将来の地域防災の担い手として長期的な人づくりを推進する。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
340	継続	幼年消防クラブ	幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
341	継続	未就学児とその保護者に対する防火等の指導	未就学児を火災や家庭内事故から守るため、幼稚園や保育園における防火防災指導、消防署見学の受入れ等を行う。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
342	継続	外国人居住者等に対する本市の火災予防、自然災害対策の周知強化	外国人居住者等に対して、広報媒体等を活用した火災予防、自然災害対策に関する啓発や防火防災訓練を行い、災害発生時の被害軽減を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室 予防課	多文化

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
343	継続	多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災研修の実施	多くの外国人観光客等が利用する宿泊施設等の施設において、外国人観光客等に配慮した防火・防災対策が進むよう、必要な研修を実施する。	消防局	予防課	多文化
344	継続	防火安全指導の実施	職員が、在宅避難困難者宅(避難行動要支援者宅)へ定期的に訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、その人の障害特性や医療情報、緊急時・災害時の対処方法、緊急連絡先などをカードに記載し、身に着けることで、困った時に、周囲の人や救急隊などから、必要な支援を受けやすくなる京都市版ヘルプカードを配付する。	消防局	予防課	高齢者 障害者
345	継続	熱中症対策指導の実施	無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通して、注意を呼び掛ける。	消防局	予防課	高齢者 障害者
346	継続	地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築	在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。	消防局	予防課	高齢者
347	継続	安心アドバイザー研修の実施	ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火等のアドバイス等が出来る知識及び技術を備えるための研修を実施する。	消防局	予防課	高齢者
348	継続	NET119緊急通報システムの実施	京都市内に居住・通学をされている聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するためにスマートフォン等のWeb機能（インターネット機能）等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。概要を説明したリーフレット等を活用し、登録勧奨を行う。	消防局	予防課	障害者
349	継続	緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を機室に設置し、火災の煙を感じた場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる仕組み。周知用リーフレットを活用し、防火安全指導等を通して、設置勧奨を行う。	消防局	予防課	高齢者 障害者
350	継続	消防ファクシミリの運用	聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。防火安全指導等を通して、制度の周知を図るとともに、登録内容等の変更等の確認を行う。	消防局	予防課	障害者
351	継続	4か国語版 防火防災パンフレットの配付	英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語で記載した防火防災パンフレットを作成し、外国人が利用する施設や各消防署で実施する防火防災事業等で活用することで、本市に在住する外国籍の方に災害に対応できる知識と技能を身に付けてもらう。	消防局	予防課	多文化
352	継続	4か国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載	緊急時の通報要領を記載した4国語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）の通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。	消防局	予防課	多文化
353	継続	筆談員の設置	聴覚に障がいのある方などとのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談員を設置し、来庁時や防火安全指導時等に活用する。	消防局	予防課	障害者
354	継続	住宅用火災警報器取付支援等の実施	設置から10年以上が経過する住宅用火災警報器の適切な本体交換等を進めるため、自ら取付・交換のできない方に対して取付等の支援を実施する。	消防局	予防課	高齢者 障害者
355	継続	ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導	平成6年1月に「視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。	消防局	指導課	障害者
356	継続	「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施	日本語による会話が困難な外国人観光客や留学生等に対して、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、119番通報時や災害現場での対応を円滑に行う。	消防局	情報指令課	多文化
357	継続	多言語対応救急活動現場シートの運用	英、中国（簡体字・繁体字）、ハングル、ドイツ、イタリア、フランス、スペインの8言語に対応した救急現場活動シートを用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。	消防局	救急課	多文化
358	継続	救急活動記録書の遺族への提供	本事業は、救急搬送された傷病者が死亡された場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供する。	消防局	救急課	共通
359	継続	多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用	15言語に対応した救急対応定型文機能付き自動音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を詳細に把握する。	消防局	救急課	多文化
360	継続	福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の活用	福祉関係機関等が救急要請した際に、傷病者の必要な情報等を記載する「情報連絡シート」を活用し、救急要請した施設、救急隊及び医療機関の間で迅速・確実に情報共通させ、迅速な救急活動を実施する。	消防局	救急課	高齢者
361	継続	障害者福祉講座の実施	障害のある人の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。	消防局	教育管理課	推進・研修
362	継続	手話講座の実施	聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。	消防局	教育管理課	推進・研修
363	継続	階層別研修、担当業務別研修	消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。	消防局	教育管理課	推進・研修
364	継続	職場研修	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	消防局	教育管理課	推進・研修

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
365	継続	外部講師による人権講座の開催	人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。	消防局	教育管理課	推進・研修
366	継続	人権研修推進者の養成	職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。	消防局	教育管理課	推進・研修
367	継続	人権研修推進者等による研修内容等の検討	人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。	消防局	教育管理課	推進・研修
368	継続	ホームページ上へのＡＥＤマップの公開	市民の方や観光客に対して、あらかじめ市内のＡＥＤ設置場所を知っていただき、ＡＥＤを使用した応急手当を速やかに行っていただくことにより救命率の向上を図る。	消防局	教育管理課	共通
369	継続	安心救急ステーション事業における外国人対応	商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事象が発生した際の１１９番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第１走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。	消防局	教育管理課	多文化
370	継続	救命入門コース	小学５、６年生を対象に、胸骨圧迫とＡＥＤの実技を中心とした短時間講習（９０分又は４５分）を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。	消防局	教育管理課	子ども
371	継続	普通救命講習Ⅲ	学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習（心肺蘇生法、ＡＥＤの使用法、異物除去、止血法）の受講を推進する。	消防局	教育管理課	子ども
372	継続	所属・職場研修	「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。	交通局	研修所	推進・研修
373	継続	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	交通局	研修所	教育・啓発
374	継続	職場活性化専門委員会	市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、職場活性化専門委員会委員が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。	交通局	研修所	推進・研修
375	継続	啓発ポスターの作成及び掲出	市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。	交通局	研修所	教育・啓発
376	継続	街頭人権啓発活動の実施	地下鉄の利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気づき、人権意識の向上を図る。	交通局	研修所	教育・啓発
377	継続	局職員に対する人権問題啓発講座	基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。	交通局	研修所	推進・研修
378	継続	階層別職員研修	公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、服務の厳正を守る意識を高める。	交通局	研修所	推進・研修
379	継続	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加・体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。	交通局	研修所	推進・研修
380	継続	「交通サポートマネージャー」の養成	お客様に安心して御利用いただけるよう、高齢の方や障害のある方への接遇・介助の基本を習得した「交通サポートマネージャー」の資格を有するバス運転士や駅係員を養成する。	交通局	研修所	推進・研修
381	継続	市バスにおける多言語による案内	外国人のお客様に市バスを快適にご利用いただくことを目指す。	交通局	自動車部	多文化
382	継続	ノンステップバスの充実	車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。	交通局	技術課	障害者
383	継続	地下鉄における多言語などによる案内	外国人のお客様に地下鉄を快適にご利用いただくことを目指す。	交通局	高速鉄道部	多文化
384	継続	地下鉄全駅に「こども１１０番の駅」の設置	子どもを犯罪などの危険から守る。	交通局	高速鉄道部 運輸課	子ども
385	継続	地下鉄駅施設の整備	地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。	交通局	技術監理課 電気課	障害者
386	継続	職場研修の推進	職員一人一人が人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の実施を推進する。	上下水道局	各課・事業所	推進・研修

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
387	継続	庁内誌への啓発標語の掲載	職員の人権意識の高揚を図るため、職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載する。	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
388	継続	関連企業に対する啓発活動の実施（人権月間の取組）	上下水道工事事業者団体である京都市公設水道協会の会員等に対し、「きょう☆COLOR」を配布する（年一度啓発）。	上下水道局	企業力向上推進室	教育・啓発
389	継続	各種会議等による局内連携の充実	人権行政主任・副主任会議、調整推進会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等の開催	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
390	継続	職員研修	局内研修として、「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】憲法月間講座 日時：5月、内容：講演（講演内容未定） 人権月間講座 日時：12月、内容：講演（講演内容未定）	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
391	継続	人権研修等に関する資料の提供	職場における人権研修を推進するため、教材としてDVDを貸し出す。	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
392	継続	コミュニケーションボードの設置	外国人のお客さまや障害のあるお客さまとの窓口対応における意思疎通の円滑化を図るため、上下水道局営業所の窓口における主な対応の内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	多文化障害者
393	継続	聴覚障害者への窓口対応支援事業	上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所、水道管路管理センター及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに、外勤職員が筆談用具を携帯する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	障害者
394	継続	水道使用量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス	小さな文字が見えにくいお客さまにもご使用水量やご請求金額等の情報をお伝えできるよう、「水道使用量のお知らせ」「領収済通知書」「水道料金・下水道使用料納入通知書」の内容を音声で読み上げるコード付き文書を希望者に送付する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	高齢者障害者多文化
395	継続	お客さま対応研修	上下水道局で実施するお客さま対応研修に営業所職員が参加し、多様化するお客さま対応について知識を深めた。	上下水道局	お客さまサービス推進室	推進・研修
396	継続	外国人のお客さまに対するサービス向上	英語版記入例（給水申込書、口座振替依頼書及びクレジットカード継続申込書）を作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備し、ホームページにも掲載する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	多文化
397	継続	多言語電話通訳サービスの活用	多言語におけるトラブルを回避し、丁寧で的確な外国人のお客さま対応をしていく。 （電話対応：3地点通訳）外国人のお客さまから電話を受けた際に、多言語電話通訳の委託業者に追加で架電し、お客さま、職員、通訳者3人が同時に会話をを行う。 （窓口及び現場対応：2地点通訳）お客さまと対面して対応中に多言語電話通訳の委託業者に架電し、電話機のスピーカー機能等を活用して、お客さま、職員、通訳者3人が会話をを行う。	上下水道局	お客さまサービス推進室	多文化
398	継続	水道使用量のお知らせ票等の点字サービス	目の不自由なお客さまにもご使用水量やご請求金額等の情報をお伝えできるよう、「水道使用量のお知らせ」「領収済通知書」「水道料金・下水道使用料納入通知書」の内容を点字化し、希望者に送付する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	障害者
399	継続	ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した庁舎の維持管理	令和4年度に整備した、多くの人々が利用する施設として、ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応する「上下水道局総合庁舎」を維持管理する。	上下水道局	技術監理室 監理課	男女 子ども 高齢者 障害者
400	継続	本会議及び委員会の傍聴等に係るバリアフリー化	誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。	市会事務局	総務課	障害者
401	継続	職員研修	職員の人権問題に対する理解と認識をより一層深め、人権意識の高揚を図る。	市会事務局	総務課	推進・研修
402	継続	点字請願、陳情の受付	全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。	市会事務局	議事課	障害者
403	継続	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。	市会事務局	調査課	障害者
404	継続	インターネットによる情報発信	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	市会事務局	調査課	多文化 障害者
405	継続	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	市会事務局	調査課	多文化
406	継続	インターネット議会で中継における手話通訳の実施	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	市会事務局	調査課	障害者
407	継続	人権研修の実施	所属職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促すため、年度当初に職場研修の実施計画を策定し、年間を通して、職員の人権意識の高揚に向けた研修を実施する。	教育委員会事務局	総務課	推進・研修
408	継続	携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進	スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、子どもたち自身がこれらを正しく活用できる力を育成するとともに、子どもと保護者など大人が課題意識を共有し、共に行動することを促すため、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進する。	教育委員会事務局	学校事務支援室 生徒指導課 生涯学習部 学校地域協働推進担当	子ども

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
409	継続	小・中学校のバリアフリー化の推進	学校施設は、子どもの学習・生活の場であり、地域の活動拠点・避難所でもあることから、バリアフリー環境の向上に向けた一層の整備を行う。令和2年度のバリアフリー法改正に伴い、文部科学省が小・中学校のバリアフリー整備目標※（目標期限：令和7年度末）を同年度に設定したことを受け、子どもの学習・生活の場、地域の活動拠点・避難所としてのバリアフリー環境の向上に向けた取組に令和3年度から着手したところであるが、一層の整備を図るもの。	教育委員会事務局	教育環境整備室	障害者
410	継続	留学生による学校活動支援事業	京都市立小・中学校において、留学生の活躍の場を拡大・充実するとともに、より一層の国際理解教育の推進を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	多文化
411	継続	地域読み書き教室支援事業	小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	障害者
412	継続	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進	本市の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき、各校で人権教育の一層の充実を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	教育・啓発
413	継続	男女平等に関わる課題に関する学習等の推進	学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。	教育委員会事務局	学校指導課	男女
414	継続	同和問題に関わる課題に関する学習等の推進	児童生徒の人権意識の高揚を目指し、人権尊重を基盤とした社会の実現を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	同和問題
415	継続	外国人・外国籍市民等に関わる課題に関する学習等の推進	すべての子どもたちに、民族や国籍の違いや文化伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う外国人教育の取組を進めることにより、多文化共生社会の実現を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	多文化
416	継続	帰国・外国人児童生徒等に対する支援	市立小中学校に在籍する、外国にルーツをもつ児童生徒等に対し、適切な日本語指導や母語による適応支援、アイデンティティを保持する取組等を実施することにより、学力を保障し、進路の実現を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	多文化
417	継続	高齢者との交流等の推進	長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えてつながりを持ち、支え合う意識の共有を図ることを目的とする。	教育委員会事務局	学校指導課	高齢者
418	継続	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。	教育委員会事務局文化市民局	学校指導課 共生社会推進室	教育・啓発
419	継続	学校・教育現場におけるLGBT等性的少数者への理解促進	「学校における人権教育をすすめるにあたって」に基づくLGBT等性的少数者に関わる課題に関する学習等を推進する。教職員がLGBT等についての正しい知識を有していることを子どもたちに発信したり、受容する姿勢を態度で示したりするなど、子どもが相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談があった場合には子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行う。	教育委員会事務局	学校指導課	LGBT
420	改善・充実	医療的ケアが必要な児童生徒への学校看護師体制の強化	令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、医療的ケアが必要な児童生徒本人やその家族に対する適切な支援について地方公共団体の責務等が規定された。小・中学校等へ通学する医療的ケア児が近年増加傾向にあることから、より安心・安全かつ安定した医療的ケア実施体制を確立するため、学校看護師の増員を行い、総合支援学校を拠点に小・中学校等へ看護師を派遣する京都ならではの看護師チーム体制を構築した。	教育委員会事務局	総合育成支援課	子ども
421	継続	総合育成支援教育の推進	インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築と、一人一人のニーズに応じた教育の推進。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害者
422	継続	障害のある生徒の就労支援	障害のある生徒の自立と社会参加を目指し、企業や労働・福祉関係機関とともに進路開拓・雇用促進、職場定着を図る。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害者
423	継続	特別支援教育の理解促進	地域の一員として当たり前前に生活していける社会の実現を目指し、障害のある子どもたちへの市民の理解・認識を深める。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害者
424	継続	障害のある市民の生涯学習事業	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害者
425	継続	「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進	いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図り、子どもが豊かな心と規範意識を育むための取組を推進する。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども
426	継続	児童虐待に関する研修の実施	関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども
427	継続	教育相談の推進	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整えるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や「こども相談24時間ホットライン」の運営等に取り組む。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども
428	新規	校内サポータールーム整備推進など不登校児童生徒への支援強化	令和5年3月に文部科学省が策定した「COCOLOプラン」において、多様な学びの場の確保や保護者支援の拡充など、不登校対策の一層の充実が示されたことを踏まえ、新たに校内サポータールームの整備推進やスクールカウンセラー等の増員配置など新たな不登校を生まないための取組や児童生徒・保護者支援のための体制整備をより一層推進し、全国と同様に増加傾向にある不登校児童生徒への支援体制の更なる充実を図った。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども 教育・啓発
429	継続	健康教育の推進	子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。	教育委員会事務局	体育健康教育室	教育・啓発
430	継続	学校における性に関する指導・エイズ教育の推進	①児童・生徒に性やエイズについての正しい認識をもたせる。 ②人権尊重の観点に立った性に関する指導やエイズ教育を推進する。 ③児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれる性に関する指導やエイズ教育の体系的な指導体系を確立する。	教育委員会事務局	体育健康教育室	男女 感染症

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
431	継続	生涯学習アドバイザー制度	地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育関係団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。	教育委員会事務局	生涯学習部生涯学習推進担当	教育・啓発
432	継続	温もりの電話相談員の養成	京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。	教育委員会事務局	生涯学習部生涯学習推進担当	子ども
433	継続	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催	「京都はぐくみ憲章（子どもと共に育む京都市民憲章）」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切にすることが家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。	教育委員会事務局	生涯学習部学校地域協働推進担当	教育・啓発
434	継続	人権月間におけるオンライン人権学習会	市民に人権の尊さ呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。	教育委員会事務局	生涯学習部学校地域協働推進担当	教育・啓発
435	継続	「アスニー特別講演会」の開催（京都アスニー）	市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指し、人権問題を含め多様なテーマについての講演会を実施している。	教育委員会事務局	生涯学習部施設運営担当（生涯学習総合センター中央事業館）	教育・啓発
436	継続	人権問題啓発映画の貸出し（京都アスニー）	あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権問題啓発映画を含めた教材を無料で貸出ししている。	教育委員会事務局	生涯学習部施設運営担当（生涯学習総合センター中央事業館）	推進・研修
437	継続	「アスニー山科講演会」の開催（アスニー山科）	市民の人権問題への理解と認識が深まる題材を含め、多様なテーマについて講演会を実施している。	教育委員会事務局	生涯学習部施設運営担当（生涯学習総合センター山科）	教育・啓発
438	継続	人権問題関連図書の展示と貸出し	市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。	教育委員会事務局	生涯学習部施設運営担当（各図書館）	教育・啓発
439	継続	教職員研修（教職員の課題別・経験年次別研修）	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・指導力の向上を図る。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
440	継続	校・園内研修の実施	自校・園における人権教育の確立・推進を図る。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
441	継続	教職員の教育研究団体研修への支援	学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
442	継続	教育研究資料・教育関係図書の充実	本市教職員及び市民等を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
443	継続	「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業	中学生が、生徒それぞれの興味や関心に応じた様々な職業体験や勤労体験に授業の一環として取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し高齢者福祉施設等での体験活動を通して、他人への思いやりの心や主体性の育成を目的とする。	教育委員会事務局	京都まなびの街生き方探究館	教育・啓発
444	継続	教育相談総合センターでの教育相談	子どもに関する様々な悩みに対して専門的な相談窓口を設け、保護者の子育てを支援するとともに子どもの健やかな成長を促す。 ①カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じる。 ②日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりについて相談に応じる。	教育委員会事務局	教育相談総合センター	子ども
445	継続	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	不登校児童生徒の健やかな成長に向け、学習や社会性育成の場を設ける。	教育委員会事務局	教育相談総合センター	子ども
446	継続	常設展示の充実	広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による特別支援教育への熱意と工夫を伝える。	教育委員会事務局	学校歴史博物館	教育・啓発
447	継続	投票しやすい環境の整備	投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	多文化障害者
448	継続	障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人にとって暮らしやすい社会の実現を図る。	人事委員会事務局	人事委員会事務局	障害者
449	継続	職員研修	職員一人一人の人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	監査事務局	監査事務局	推進・研修